東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科FD委員会規程

（設置）

第１条 大学院医療保健学研究科の教員の資質の維持向上並びに教育の質の向上を図るため、大学院医療保健学研究科FD（ファカルティー・ディベロップメント）委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、授業内容・方法の改善を図るとともに、教員個々人の研究力・教育力の維持向上を図る。さらに、大学運営に対する意識の啓発や学生支援のあり方等に関する研修会等を実施し大学教員としての専門的な能力を高めることを任務とする。

（構成）

第３条　委員会は次の者をもって構成する。

（１）医療保健学部・研究科運営会議において任命する教員

（２）五反田事務部長

（３）委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

（委員の任期）

第４条　前条１号の委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前条の委員に欠員が生じた場合には、これを補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

（審議事項）

第５条　委員会は次の事項を審議立案する。

（１）授業内容・方法の改善

（２）研究推進体制の整備

（３）各種研修会、研究会の実施

（４）外部研究費の導入の推進

（５）その他FDに関する事項

（委員長）

第６条　委員会には委員長を置く。

（事務）
第７条　委員会に関する事務は、 五反田事務部が行う。

附 則　この規程は、平成３１年 ４月 １日より施行する。

附 則　この規程は、令和６年４月１日より施行する。